

京都市訓令甲第 11 号
序 中 一 般

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 条の表を次のように改める。

副 市 長	担 任 事 務
岡 田 副 市 長	環境政策局，行財政局（防災危機管理室，財政部，資産活用推進室及び税務部を除く。），総合企画局，産業観光局及び上下水道局に属する事務並びに市会，人事委員会及び農業委員会に関する事務
村 上 副 市 長	文化市民局，保健福祉局，子ども若者はぐくみ局，区役所及び区役所支所に属する事務並びに教育委員会，選挙管理委員会及び監査委員に関する事務
植 村 副 市 長	行財政局（防災危機管理室，財政部，資産活用推進室及び税務部に限る。），都市計画局，建設局，会計室，消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略及び国家戦略としての京都創生に関する事務は岡田副市長が，文化を基軸とした市政運営に関する事務は村上副市長が，財政改革，特区制度，関西広域連合，国家予算要望，国際化推進及びレジリエント・シティに関する事務は植村副市長が担任する。

第 3 条中「移転」の右に「，働き方改革」を加える。

附 則

この訓令は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)